

# 『墨子』「田野葆士」の再解釈 ―戦国秦漢簡を手がかりに―

## 曹 方 向

### 序 論

本論は、今本『墨子』明鬼下篇に見える「田野葆士」について、戦国秦漢簡を用いて再解釈を試みるものである。清代以来、学者たちはしばしばこの箇所について検討してきたが、戦国秦漢の文字形体や清華大学蔵戦国竹簡（以下、清華簡）の文例によると、新たな解釈が提示できる可能性が浮上した。

そこで本論では、戦国秦漢簡を手がかりに、「田野葆士」の四字について再解釈を試みたい。

### 一 問題提起

今本『墨子』明鬼下篇には、次のような文がある（注1）。

今予與有扈氏爭一日之命。且爾卿・大夫・庶人、予非爾田野葆士之欲也。予恭行天之罰也。

今、予は有扈氏と一日の命を争う。且に爾ら卿・大夫・庶人、予は爾の田野葆士の之を欲するに非ざるなり。予は共みて天の罰を行うなり。

この部分は、おおむね次のように解釈されてきた。

（夏の禹が三苗を征伐する際に軍に誓って言う、）いま予と有扈氏とは一日の命を争っている。汝ら卿・大夫・庶人よ、予はその領土・宝玉が欲しいのではない。予はつつしんで天罰を行うものである。

「田野葆士」はこの句の中では名詞の短い語であるが、否定の句の中で、「之」の字の前に表記されており、これは先秦の語法に完全に合致する。

清代以来、学者たちは「葆士」の二字に疑問を抱いてきたが、その意見は

それぞれ異なっている。孫星衍は「葆」を「保」と読み、『礼記』の鄭玄注を引用して、城堡・堡壘（要塞の意）の「堡」であると述べた。俞樾は「土」を改めて「玉」と読み、「葆」を「寶」と読んで、この二字をあわせて「寶玉」と読み、孫詒讓は俞樾の説が正しい解釈に近いとみなした（注2）。于省吾らは「土」を改めて「土」とし、また畢沅の説を引用して、「葆土」の二字を「保土」と釈読し、「城邑・土地」を指すとした（注3）。呉毓江は各家の説を折衷し、誤字はないとみなして、「葆（寶）」を宝玉とし、「土」を「子女」（すなわち男女、人民）としたが（注4）、「寶土」の連文は古典籍にその例証がなく、かつ「土」の語義については過剰に解釈している嫌いがあると考えた。

「田野」の二字の解釈については、一般的に問題はないとみなされている。しかし、実際には「田野」は文意と完全に一致せず、「葆土」とともにさらに検討する必要がある。

## 二 「葆土」の再検討

先秦・秦漢の典籍中の「葆」の字は、語義が比較的多く、保護の「保」あるいは珍宝の「寶（宝）」と読まれているケースがよく見られる。また、「葆」の字を寶貝の「寶」と解する用例は漢代以前に多く見られる。『史記』は珍宝の「寶」の字をみな「葆」に作り、『尚書』顧命の「陳寶赤刀」について、『説文解字』は「寶」を「冢」に作る（注5）。馬王堆帛書においては、「寶」の字は、「呆」に従う「葆」と、玉字の旁に従う「瑑」の二つの形体がある（注6）。葛陵楚簡（たとえば甲三・二二九「寶龜」）や、上博楚簡（たとえば『用日』第八簡「保（寶）貨」）では直接「保」と書写され、包

山楚簡は「玉」に従って「瑑」に作り、この二つの字形の頭に「卩」を加えたものが、馬王堆帛書に見える二つの「寶」の字の構成である。このように、戦国時代には「呆」に従う「寶」の字を書写することがすでに行われており、漢代の学者が使用しているのは戦国古文の字形であると考えられる。

「保」と「土」については、連続して読むことが難しい。「土」は、字形の上では「土」との区別はほんの少しの違いであるが、「玉」の字形との区別も少ない。（古文の「玉」には、右下方の点画「丶」が見られない。）これにより、学者たちは「土」を改めて「土」とする解釈や、「土」を改めて「玉」とする解釈を提示した。しかし、「保土」を堡壘と土地と理解すると、「田野」の語意と重複することになる。このほか、于省吾が「保土」を「城邑・土地」とする解釈も妥当であるとは言いがたく、古典籍の「保」はもっぱら小型の堡壘を指すため、城邑に相当するとは考えられない。たとえば『左伝』襄公八年に、「焚我郊保、馮凌我城郭」とある。

「寶玉」は古今よく見られる語である。珍宝の「寶」を「葆」あるいは「瑑」と書写するものは、たとえ戦国後期の古いテキストであると確定できないうちでも、少なくとも漢魏のテキストや馬王堆帛書、徐広が見た『史記』の古いテキストからは確実な字形の証拠を見つけ出すことができ、それは『墨子』の書写年代とも合致する（注7）。

『墨子』明鬼下篇に見える「葆玉」は、戦争中の争奪の対象として言及されているものである。先秦の古典籍の中でも、戦争中に奪取された珍宝を「保」の字で書写している痕跡が残っている。たとえば唐宋以来、比較的よく議論された次のような例がある。『左伝』莊公六年の「齊人來歸衛俘」の「俘」について、孔穎達は、「俘」はすなわち古文の「寶」の字であるこ

とをすでに指摘しており、かつ『説文解字』の古文「隙（保）」を引用して証明しており、字形と語義のいずれも妥当な解釈であると考えられる。齊人が取り返した「衛寶」は、まさしくそれ以前に衛国から奪取した「寶」である。また、『詩経』大雅・崧高に「錫爾介圭、以作爾寶」とあり、その毛伝に「寶、瑞也」とある。さらに、『周礼』春官の「天府」に「凡國之玉鎮、大寶器藏焉」とあり、その鄭注に「玉鎮・大寶器、玉瑞・玉器之美者。禘祫及大喪、陳之以華國」とある。ここでは、玉鎮と宝器とを分けて述べており、かつ天官の「玉府」が述べるところ服玉・佩玉・珠玉・食玉とは用途に区別がある。『墨子』本文の「寶玉」もおそらく区別があり、句の中の「寶」と「玉」とは組み合わせられたフレーズで、「寶」は「天府」が説くところの玉瑞・宝器を指し、「玉」は「玉府」が説くところの服玉・珠玉の類であると考えられる。

### 三 「田野」の再検討

次に、再び「田野」について検討していきたい。

「田野」の一語は古今よく見られるが、『墨子』のこの箇所「田野」は田地と解釈することはできず、領土・領地・壤地と理解すべきであると考えられる（注8）。領土・領地を、原文のように「田野」に置き換えたのは、原文が述べる決戦の背景と合致する。しかし、「田野」には領土・領地の意味があるのであるか。

『漢語大詞典』の「田野」の項目を参照すると、漢以前の文献の用例は、ただ「田地」という意味の項があるのみである。「壤地」〔『墨子校注』では「田野」を「壤地」と解釈している〕の項目においては、先秦の文献では「田地」と「領土」の二つの意味の項がある。先秦・秦漢の典籍の用例か

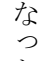
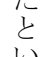


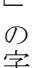


ら見ると、「田野」に言及するものは、あるものは農業の相関問題について述べ（注9）、またあるものは特別な事情が城邑から離れた地方に発生したことを指すとする（注10）。これらにはいずれも「領土」の意味はない。

先秦の制度によると、「野」あるいは「田野」は、「國」あるいは「城邑」と対をなす概念である。後者が指すところの「城市」に相對するのは、前者は一般的に郊外・辺地・農地、甚だしきに至っては荒野を指すこともある（注11）。古典籍の中の、攻戦時に言及される「田野」を考察すると、単に城市と對立するだけでなく（注12）、また決して厳しく防備して死守する地ではない。『呉子』応變篇では、魏の武侯が「暴寇卒來、掠吾田野、取吾牛羊、則如之何（暴寇卒にわかに來たりて、吾が田野を掠かすめ、吾が牛馬を取らば、則ち之を如何せん）」と問うており、この箇所の「田野」は實際には郊外あるいは辺境地帯を指し、呉起は「暴寇之來、必慮其強、善守勿應（暴寇の來たるは、必ず其の強を慮り、善く守りて應ずること勿かれ）」とみながらしている。このような状況下では、「善守勿應」が可能であること、つまり一時的に田地を放棄して、城邑を守っているのである。また、たとえば『莊子』盜跖篇に「盜跖」所過之邑、大國守城、小國入保。（盜跖）過ぐる所の邑、大國は城を守り、小國は保に入る」とあり、この箇所の「城」と「保」は現在述べるところの城市と堡壘である。さらに、たとえば『礼記』檀弓下篇には、齊と魯が郎において戦った際、民衆は「入保」（保に入った）と記されており、その鄭玄注に「保、縣邑小城」とある。「田野」が一時的に放棄されたことは、決戦の勝ち負けとは無関係である。たとえ『墨子』の原文の「葆」を「保」と読んだとしても、それを「城邑」と同じであるとみなす方法がない。「保」の人に身を寄せるといふことは、実は堅固な城邑からの距離が遠く、小城を選ぶしかないという状況なのである。

要するに、「田野」と「保土」あるいは「保土」は、いずれも夏と有扈氏

の決戦の背景と完全に合致することが難しいのである。これに反して、古典籍では大城・小城はいずれも「邑」と称されており、「田邑」は田地と城邑を包括し、領土・封地の意義を備える。このことから、『墨子』のこの箇所「野」の字は「邑」の誤字である可能性が考えられる。すなわち、「田」は田地を指し、「邑」は城邑を指し、「田邑寶玉」の四字は名詞の並列であると考えられるのである。そこで、次章では、「田邑」について検討したい。

#### 四 「田邑」の語義・字形・文意

第一に、字形について検討する。「田邑」が「田野」と誤写されたのは、「邑」の字が先に誤って「予」と書かれ、それをさらに誤読して「野」となったという可能性が考えられる。戦国文字の「邑」は一般的に「・・と書かれる（注14）。文字の形体が互いに近いことにより、戦国文字研究の一つの難問が生じた。戦国簡には「」の字があり、「」の字頭以外の部分はある学者は「邑」と解釈し、またある学者は「予」と解釈し（注15）、一時定論がなかった。そのうえ、『墨子』のこの文の前後にはいずれも「予」の字があり、古いテキストの「邑」の字が抄写の際に誤って「予」と書かれた可能性がある。「野」の字は「予」声に従い、あるいは省略して「」に作る。たとえば睡虎地秦簡『日書』の「稷辰」三二に見える「利野戰」の「野」は、簡文では「」に作る。後世の読者は「田予」は熟語とは考えられないとみなし、「予」の字は遂に「野」と読まれることとなった。「予」に従う字が誤って「野」となったことは、文献の中に類似の例がある。『文選』に載る「楮淵碑文」に、「仰南風之高詠、餐東野之秘寶」とあ

り、その李善注に『典引』曰、「御東序之秘寶。」然「野」当爲「杼」、古「序」字也（『典引』に曰く、「東序の秘宝を御む」と。然らば「野」は当に「杼」と為すべし、古の「序」の字なり）」とある。いわゆる「秘寶」は実は『尚書』顧命の東序・西序に陳列する宝のことであり、緯書が引用する『尚書』顧命では「序」は「杼」に作っており、学者たちは今文・古文の区別があつたとみなし（注16）、李善注においてもこれを例証としている。思うに、『尚書』の「序」が一変して「杼」となり、さらに誤って「野」となったのではなかるうか。

第二に、語義について検討する。西周金文には田・邑が並んで見える文があり、たとえば鬲比盨銘文（『殷周金文集成』二八一八）は田・邑を分けて述べ、田は耕すことができる地、邑（銘文中には十三の邑が出現する）は田に附する邑である（注17）。散氏盤（『殷周金文集成』一〇一七六）の「井邑田」はまさしく井邑の耕すことができる田土である。『周礼』地官には師が「以公邑之田任甸地、以家邑之田任稍地（公邑の田を以て甸地に任じ、家邑の田を以て稍地に任ず）」とすることを載せる。その賈公彦疏に、「公邑、謂六遂餘地、天子使大夫治之（公邑は、六遂余地を謂い、天子大夫をして之を治めしむ）」とあり、また「家邑、大夫之采地」とある。いわゆる井邑の田は、『周礼』の等級の分け方を用いると、あるいはすなわち家邑の田であり、大夫の封地と考えることができる。

戦国時代以後の文献の中には、「田邑」を連用する例が少なからず見られる。九店楚簡『日書』には「田邑」に納める内容が見られ、整理者は『楚辞』の「田邑千畝」を引用して証拠とし、洪興祖の補注に「田、田野。邑、城邑」とある（注18）。『史記』趙世家に「景公」復與趙武田邑如故（景公）復た趙武に田邑を与うること故の如し）」とあり、この「田邑」は、まさしく趙武の封地・領地である。呉虎鼎のいわゆる「旧疆」はこの意味である。

李学勤氏はすでに、鼎銘中の呉虎に授けられた「旧疆」は、北東南西の四方の境界が確実に定められており、五祀衛鼎と田邑に下賜したという書き方と互いに近く、封賞の田邑は実際には封賞を受け取った者の領地である、と指摘している(注19)。これは先秦の文献の中で「田邑」を領地・封地とする現象と合致するものである。

第三に、前後の文意を検討する。『墨子』明鬼下篇の本文では、決戦時の争奪の対象について述べる。前述の通り、「田野」は主に城邑以外、郊外の田土を指し、決戦の文脈とは合致しない。しかし、「田邑」と改めれば、この問題は解消される。「邑」は重要な軍事・政事の意義を備え、「邦」の語義をも表す。たとえば『国語』周語上には「夏書」を引用して「衆非后何戴、后非衆無與守邦(衆は后に非ずんば何をか戴かん、后は衆に非ずんば与に国を守る無し)」と、清華簡『尹誥』第一簡には「非民無與守邑(民に非ずんば与に邑を守る無し)」と、『国語』の韋昭注には「邦、国也」とある。『尹誥』の「守邑」と内史過が述べるところの「守邦」の意味は非常に近い(注20)。この角度から見ると、「田邑」は『墨子』の文脈と合致する。

第四に、辞例を検討する。出土文献は重要な辞例を提供する。清華簡『尹誥』第四簡には次のような一文がある(注21)。

(尹) 摯曰、「語其賚之。其有夏之金玉田邑、舍之吉言。」

(尹) 摯曰く、后其れ之に賚え。其れ有夏の金玉田邑、之に吉言を合せ。

この資料が初めて公開された際、ただ通常の竹簡の写真図版があるだけで、「玉」の後、「邑」の前の字について、整理者は「田」と「日」の間で解釈が揺れていた。その後、陳劍氏の分析と、賈連翔氏が新たに赤外線

撮影した写真により、「田」の字であることが立証された(注22)。『尹誥』は短い篇であり、竹簡枚数は全四枚で、その内容は、殷の湯王が夏に代わった際に、尹摯が夏の「金玉田邑」に対して処置を進めるよう提言するというものである。簡文がいう「金」は後世のいわゆる金銀ではなく、青銅器物を指す可能性がある。『戦国策』燕策二には、望諸君すなわち楽毅が燕の恵王の書を報じ、楽毅が斉を破滅させた後、斉の「大呂陳於元英(大呂元英に陳ぶ)」と記されている。『史記』楽毅列伝にもこの文があり、『史記索隱』に「大呂、齊銘名。元英、燕宮殿名也」という(注23)。これは戦国時代の諸侯国が交戦して青銅礼楽器具を奪取した実例である。前文において、『墨子』の「寶玉」の「寶」は「禘衿及大喪」などの場合に陳列する玉瑞・宝器である可能性を提示したが、この例も明らかに礼儀器具に属するものであり、『墨子』本文の「田邑寶玉」と清華簡『尹誥』の「金玉田邑」とは指すところが基本的に一致することがわかる。

## 余論

以上、本論では、『墨子』明鬼下篇の「田野葆土」を再解釈した結果、「田邑葆(寶)玉」と読み、田土・城邑・珍宝・珠玉の四つを指すと考えられることを指摘した。『墨子』は長期にわたって校注を施す人物がおらず、保存されている古字は少なくないが、誤字が比較的多く、ある古字は自身あるいは前後の文字の訛変によって、校読する上での困難が大いに増加した。『史記』が「葆」を用いて寶貝の「寶」を記録したことは、清人の古典籍の校勘能力からすると、見慣れないと感じるはずはない。しかし、本論で述べたような関連する字形、たとえば「琛」「瑑」「玉」「圭」などの字は伝世文献には見えず、後世の字書や音韻の書、たとえば『広韻』『集韻』でさ

えも、「葆」を「寶」の異体字あるいは古文とはみなしていない。そのうえ、「玉」の字の筆画の残存が、「葆土」が「寶玉」に復原できることをさらに困難にさせた。このような障壁によつて、「田野」の字形が正確で誤りがないかどうかについて、多少なりとも軽視されたのである。

清代以来、『墨子』の「田野葆土」を校勘したものは、すべて後ろの「葆土」の二字を注視するものであった。古いテキストの『墨子』の「田邑」が「田野」と誤読されたのは、多かれ少なかれ「葆」字の誤読と関係がある。「田野」はよく見られる語であるが、「保」（堡壘）はすなわち田野で敵に攻撃され略奪されたときの民衆の避難所である。おそらく「葆」の字が堡壘の「保」と理解されたことで、「田野」を「田邑」と復原する機会も減少したのであろう。結果として、読者はこの箇所「田野」は領土・領地の意を表していると意識したようであるが、「田野」は古今の漢語の中ではいずれもこの語義が見られない。

テキストを校勘する際、字を改めることは最終手段であり、もし文字に変更を加えた後に依然として読むことができないようであれば、それは行うべきではない。本論において、兪樾が「土」を改めて「玉」とした説を受け入れたのは、単に改訂後の「葆（寶）玉」が秦漢文献の用字・用詞の習慣に合致しただけでなく、この基礎の上で「田野（予）」を「田邑」と改訂した後、さらに出土文献中に新たに見られた「金玉田邑」の文例が相互に裏付けとなったからである。字・詞に従うだけでなく、上下の文脈から見ても、いずれも妥当な解釈であり、出土文献を得たことでさらに論拠を補強することができたといえる。今後、より多くの資料が公開され、この問題をさらに論証できるようになることを期待したい。

## 注

(1) 『尚書』甘誓には夏と有扈氏の戦争前の誓言があるが、『墨子』のこの箇所の引用の語句と共通するのはただ「恭行天之罰」のみである。そのため、『墨子』が引用しているものは『尚書』の「逸書」ではないかと見なされてきた。「逸書」の問題については、本文の主旨からは外れるため、ここでは割愛する。

(2) 孫詒讓撰・孫啓治点校『墨子間詁』(上) (中華書局、二〇〇一年)、二四一頁。

(3) 于省吾『双劍詒諸子新証』(中華書局、二〇〇九年)、三二九頁。

(4) 吳毓江撰・孫啓治点校『墨子校注』(上) (中華書局、一九九三年)、三六七頁。

(5) 高亨著・董治安整理『古字通假会典』(齊魯書社、一九九七年)、七六五〜七六六頁参照。

(6) 王輝編著『古文字通假字典』(中華書局、二〇〇八年)、二二〇頁、および陳松長『馬王堆簡帛文字編』(文物出版社、二〇〇一年)、二四頁参照。

(7) 『墨子』の中で比較的成立が早いと見られる篇は、戦国中期にはすでに書写されていた可能性があり、たとえば河南長台関楚墓竹簡の中の『墨子』の佚文は、考古年代が戦国中期である。遅いものは「備城門」以下の部分であり、最も遅ければ秦漢時代になってようやく書写された可能性がある。戦国中後期から漢代初めという時期は、まさに「寶」の字が「葆」「葆」「葆」などの字形で書かれた時代である。長台関楚簡『墨子』との関係については、李学勤「長台関竹簡中的『墨子』佚篇」(《当代学者自选文库·李学勤卷》、安徽教育出版社、一九九八年。元は『徐中舒先生九十寿辰纪念文集』(巴蜀書社、一九九〇年)掲載)、三七五〜三八一頁参照。『墨子』の成書年代については、最も遅く推測しているものに、朱希祖「《墨子·備城門》以下二十篇篇系漢人偽書說」(羅根澤主編『古史弁』(四)、上海古籍出版社、一九八二年、二六一〜二七一頁)などがある。

- (8) 李漁叔『墨子今注今訳』(台湾商務印書館、一九七九年版)、二三三頁。吳毓江『墨子校注』三六七頁。
- (9) たとえば『管子』八觀に「行其田野、視其耕芸、計其農事」とある。
- (10) たとえば『周礼』では甸師が田野で行刑を執り行ったという。
- (11) 『周礼正義』「遂師」の注疏参照。
- (12) たとえば『周礼』および鄭玄注では、「田野」は常に「邦国」「国中」と対立している。諸子の文中にも類似の例が多くあるが、ここでは詳細は省略する。
- (13) 湯餘恵主編『戦国文字編』(福建人民出版社、二〇〇一年)、四二一頁。
- (14) 漢語大字典字形組編『秦漢魏晋篆隸字形表』(四川辞書出版社、一九八五年)、二五六頁。
- (15) 羅運環「宮字考弁」(『古文字研究』第二十四輯、中華書局、二〇〇二年)、三四五〜三四六頁。
- (16) 皮錫瑞撰・盛冬鈴・陳抗点校『今文尚書疏証』(中華書局、一九八九年)、四二〇頁。
- (17) 陳夢家『西周銅器断代(上)』(中華書局、二〇〇四年)、二六八頁。
- (18) 湖北省考古研究所・北京大学中文系『九店楚簡』(中華書局、二〇〇〇年)、四八頁、五〇頁、七九〜八〇頁。
- (19) 李学勤「吳虎鼎考釈」(『夏商周年代学札記』、遼寧大学出版社、一九九九年)、二〇〜二二四頁。
- (20) 李学勤主編『清華大学蔵戦国竹簡(壹)』(中西書局、二〇一〇年)、一三三〜一三四頁。
- (21) 前掲、『清華大学蔵戦国竹簡(壹)』、一三三頁。
- (22) 関連する分析と赤外線写真については、賈連翔「清華簡壹々叁輯字形校補札記」(『出土文献』第四輯、中西書局、二〇一三年)、九七〜九八頁参照。
- (23) 何建章『戦国策注釈』(中華書局、一九九〇年)、一一六頁。

#### 【参考文献】

- ・孫詒讓撰・孫啓治点校『墨子問詁』(上)、中華書局、二〇〇一年。
- ・于省吾『双劍詒諸子新証』、中華書局、二〇〇九年。
- ・吳毓江撰・孫啓治点校『墨子校注』(上)、中華書局、一九九三年。
- ・高亨著・董治安整理『古字通假会典』、齊魯書社、一九九七年。
- ・陳松長『馬王堆簡帛文字編』、文物出版社、二〇〇一年。
- ・何建章『戦国策注釈』、中華書局、一九九〇年。
- ・李漁叔『墨子今注今訳』、台湾商務印書館、一九七九年。
- ・湯餘恵主編『戦国文字編』、福建人民出版社、二〇〇一年。
- ・漢語大字典字形組編『秦漢魏晋篆隸字形表』、四川辞書出版社、一九八五年。
- ・羅運環「宮字考弁」、『古文字研究』第二十四輯、中華書局、二〇〇二年。
- ・陳夢家『西周銅器断代』(上)、中華書局、二〇〇四年。
- ・湖北省考古研究所・北京大学中文系『九店楚簡』、中華書局、二〇〇〇年。
- ・李学勤「吳虎鼎考釈」、『夏商周年代学札記』、遼寧大学出版社、一九九九年。
- ・李学勤主編『清華大学蔵戦国竹簡(壹)』、中西書局、二〇一〇年。
- ・賈連翔「清華簡壹々叁輯字形校補札記」、『出土文献』第四輯、中西書局、二〇一三年。

#### 【附記】

本稿は、第七十二回中国出土文献研究会(二〇一九年七月二十七日)において発表した『墨子』「田野葆士」校勘研究」に修訂を加えて定稿としたものである。

本研究は、国家社科基金一般項目「出土文献所見楚王族資料整理与研究」(18BZS027)の助成を得たものである。

曹方向（そう・ほうこう）

一九八五年生まれ。海南師範大学国際教育学院副教授。専門は古文字学・中国歴史文献学。著書に『甲骨文読本』（江蘇鳳凰出版社、二〇一七年）、共著に『清華簡研究』（湯浅邦弘編、汲古書院、二〇一七年）、主要論文に「戦国文字と伝世文献に見える「文字異形」について―「百」字を例として―」（『漢字学研究』第四号、二〇一六年）、「上博簡『靈王遂申』再研究」（『中国出土資料研究』第二十三号、二〇一九年）など。